

運営評議会について

日本年金機構運営評議会について

【目的】

- 日本年金機構法及び日本年金機構業務方法書の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させるため、日本年金機構運営評議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

【委員の構成・任期、座長】

- 運営評議会の委員は、9人以内とする。
- 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は再任されることができる。
- 運営評議会に座長を置き、委員の互選により選任する。

【運営評議会の機能・権限】

- 機構の理事長は、次の事項について、あらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 機構の中期計画及び毎事業年度の年度計画
 - (2) その他理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項
- 運営評議会は、理事長から求めがあったもののほか、幅広く改善意見を提案することができる。
- 運営評議会は、理事長に対し、機構の業務運営の状況や提案した改善意見に対する対応状況について、報告を求めることができる。
- 理事長は、運営評議会から国に対する制度改善等の提案があった場合には、国に対し、当該提案について報告を行うものとする。

【その他】

- 規程の改廃については、理事長が決定。

(参考)

○日本年金機構法(一抄一)

第2条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

第28条 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

規程第5号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構運営評議会規程

（目的）

第1条 この規程は、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第28条の規定及び日本年金機構業務方法書（方針第3号）第17条の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構（以下「機構」という。）の業務運営に反映させるため、日本年金機構運営評議会（以下「運営評議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の委嘱）

第2条 運営評議会の委員（以下「委員」という。）は、9人以内とする。

2 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給権者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（座長）

第4条 運営評議会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 運営評議会の議事の進行は、座長が行う。座長が出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員が座長代理として、その職務を代行する。

（招集）

第5条 運営評議会は、座長が招集する。

2 座長は、委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営評議会の招集を請求したときは、運営評議会を招集しなければならない。

（運営評議会の機能）

第6条 機構の理事長（以下「理事長」という。）は、次の各号に掲げる事項に

ついて、あらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。

(1) 機構の中期計画及び毎事業年度の年度計画

(2) その他、理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項

2 運営評議會は、前項の規定により理事長から求めがあったもののほか、幅広く改善意見を提案することができる。

3 運営評議會は、理事長に対し、機構の業務運営の状況や提案した改善意見に対する対応状況について、報告を求めることができる。

4 理事長は、運営評議會から国に対する制度改善等の提案があった場合には、国に対し、当該提案について報告を行うものとする。

(定足数)

第7条 運営評議會は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(代理人の出席)

第8条 委員は、座長の了承を得た場合に限り、運営評議會に代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により、運営評議會に出席した代理人は運営評議會において発言することができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 座長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に運営評議會への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(情報公開)

第10条 運営評議會の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 運営評議會の庶務は、経営企画担当部署及び総務担当部署において行う。

2 経営企画担当部署は、運営評議會の資料の作成その他運営評議會の庶務を処理するために必要な事項について、関係部署に対し協力を求めることができる。

（規程の改廃）

第 1 2 条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

（実施に関する事項）

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、運営評議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

（適用除外）

第 2 条 第 6 条第 1 項の規定は、最初の中期計画及び年度計画の作成については、適用しない。